明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**五一）　一

〔告　示〕
○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件（**総務**一九二）　二
○在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件（**同**一九三）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一四〇）　三
○スリランカにおける女性・平和・安全保障アジェンダ実施計画（G7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ）のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（**外務**一六二）　四
○農薬を登録した件（**農林水産**九五六～九五九）　四
○農薬の登録が失効した件（**同**九六〇）　四
○令和二年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（**同**九六一）　五
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**五八二～五八六）　六
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（**関東地方整備局**六一）　六
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一三）　六

〔国会事項〕
内閣　運輸安全委員会　会計検査院
最高裁判所　七

〔人事異動〕
官庁事項　七

〔叙位・叙勲〕
建築士法施行規則第十七条の二十二第一項に規定する登録試験実施機関の登録の更新に関する公示（国土交通省）　七
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
諸事項　八

〔公　告〕
官庁
金融商品取引業者の登録取消し処分、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、建設業の許可の取消処分、不動産鑑定士に対する懲戒処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九
会社その他　九

省令

○総務省令第五十一号

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第五十八号）の施行に伴い、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表及び地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第五条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月二日

総務大臣　高市　早苗

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十六　略］ 十七　国民健康保険法施行規則第七条第一項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第七条第二項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による被保険者証若しくは被保険者資格証明書の受領、同令第七条第三項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定により返還される被保険者証若しくは被保険者資格証明書の受領、同令第七条第四項（同令第七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、又は同令第七条第五項（同令第七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による確認	（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十六　同上］ 十七　国民健康保険法施行規則第七条第一項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第七条第二項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定による被保険者証若しくは被保険者資格証明書の受領又は同令第七条第三項（同令第七条の三において準用する場合を含む。）の規定により返還される被保険者証若しくは被保険者資格証明書の受領